

第 63 号議案

滋賀県立学校事務専決規程の一部改正について

滋賀県立学校事務専決規程の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 22 日

滋賀県教育委員会

滋賀県立学校事務専決規程（昭和 48 年滋賀県教育委員会訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 8 号中「（昭和 25 年法律第 261 号）」を削り、同号を同条第 9 号とし、同条第 7 号の次に次の 1 号を加える。

- (8) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 26 条の 3 第 1 項の規定に基づく高齢者部分休業の承認ならびに滋賀県職員の高齢者部分休業に関する条例（令和 4 年滋賀県条例第 46 号）第 5 条の規定に基づく高齢者部分休業の承認の取消しおよび休業時間の短縮

付 則

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

「滋賀県立学校事務専決規程」の一部改正について

1 改正の理由

定年引上げに伴い高齢者部分休業制度が設けられたことから、当該休業に係る手続きについて、新たに専決事項として定める。

2 主な改正内容

校長の専決できる事項について、必要な規定の整備を行う（第4条関係）。

※詳細は新旧対照表を参照

3 施行日

・令和6年4月1日

滋賀県立学校事務専決規程新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第3条 省略 (専決事項)</p> <p>第4条 校長の専決できる事項は、次のとおりとする。 (1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第38条第1項の規定による</u> 営利企業への従事等の許可(教育長が別に定めるものに限る。)</p> <p>付則 省略</p>	<p>第1条～第3条 省略 (専決事項)</p> <p>第4条 校長の専決できる事項は、次のとおりとする。 (1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条の3第1項の規定に</u> <u>基づく高齢者部分休業の承認ならびに滋賀県職員の高齢者部分休業</u> <u>に関する条例(令和4年滋賀県条例第46号)第5条の規定に基づく高</u> <u>齢者部分休業の承認の取消しおよび休業時間の短縮</u></p> <p><u>(9) 地方公務員法第38条第1項の規定による営利企業への従事等の許</u> 可(教育長が別に定めるものに限る。)</p> <p>付則 省略</p>